

**参考資料**

---

# 1 環境問題を取りまく社会情勢の変化

第1次計画の計画期間内（1998（平成10）年度～2018（平成30）年度）及び第2次計画改訂までにおける主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

## 世界の動向

### 持続可能な開発のための2030アジェンダ

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、温室効果ガスによる気候変動や地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

国際社会は、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：以下「MDGs」）を開発分野の羅針盤として、15年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGsの策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

こうした状況に取り組むべく、2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」と表記します。）は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

「2030アジェンダ」は、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

SDGsは、17のゴールが相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取組が経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを楽しむようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものであり、SDGsの達成のためには、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGsの達成と深い関わりがあることを認識し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

## 持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標



**1 貧困をなくそう**  
**目標1 [貧困]**  
 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。

**2 飢餓をゼロに**  
**目標2 [飢餓]**  
 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

**3 すべての人に健康と福祉を**  
**目標3 [保健]**  
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

**4 質の高い教育をみんなに**  
**目標4 [教育]**  
 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

**5 ジェンダー平等を實現しよう**  
**目標5 [ジェンダー]**  
 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。

**6 安全な水とトイレを世界中に**  
**目標6 [水・衛生]**  
 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
**目標7 [エネルギー]**  
 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

**8 働きがいも経済成長も**  
**目標8 [経済成長と雇用]**  
 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
**目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]**  
 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

**10 人や国の不平等をなくそう**  
**目標10 [不平等]**  
 国内及び各国家間の不平等を是正する。

**11 住み続けられるまちづくりを**  
**目標11 [持続可能な都市]**  
 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

**12 つくる責任 つかう責任**  
**目標12 [持続可能な消費と生産]**  
 持続可能な消費生産形態を確保する。

**13 気候変動に具体的な対策を**  
**目標13 [気候変動]**  
 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

**14 海の豊かさを守ろう**  
**目標14 [海洋資源]**  
 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

**15 陸の豊かさを守ろう**  
**目標15 [陸上資源]**  
 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

**16 平和と公正をすべての人に**  
**目標16 [平和]**  
 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

**17 パートナリシップで目標を達成しよう**  
**目標17 [実施手段]**  
 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料：国際連合広報センターウェブサイト、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取り組み（外務省）

## パリ協定

2015（平成27）年12月、パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020（令和2）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められ、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することとされています。

## 生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

2010（平成22）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された「生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）」は、生物多様性条約の3つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するための新たな世界目標です。

戦略計画2011-2020は、2050（令和32）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動の実施（短期目標）及び20の個別目標（愛知目標）の達成を目指すものです。

### 生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

#### ◆個別目標/愛知目標

- |   |  |
|---|--|
| 目標1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する                               | 目標11 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される             |
| 目標2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる    | 目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される                       |
| 目標3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される     | 目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される            |
| 目標4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する                     | 目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される                     |
| 目標5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する | 目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する |
| 目標6 水産資源が持続的に漁獲される                                    | 目標16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される                  |
| 目標7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される                              | 目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する               |
| 目標8 汚染が有害でない水準まで抑えられる                                 | 目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される                       |
| 目標9 侵略的外来種が制御され、根絶される                                 | 目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される                 |
| 目標10 サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する          | 目標20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する     |

資料：COP10・11の成果と愛知目標（環境省）

## 国の動向

### 第五次環境基本計画

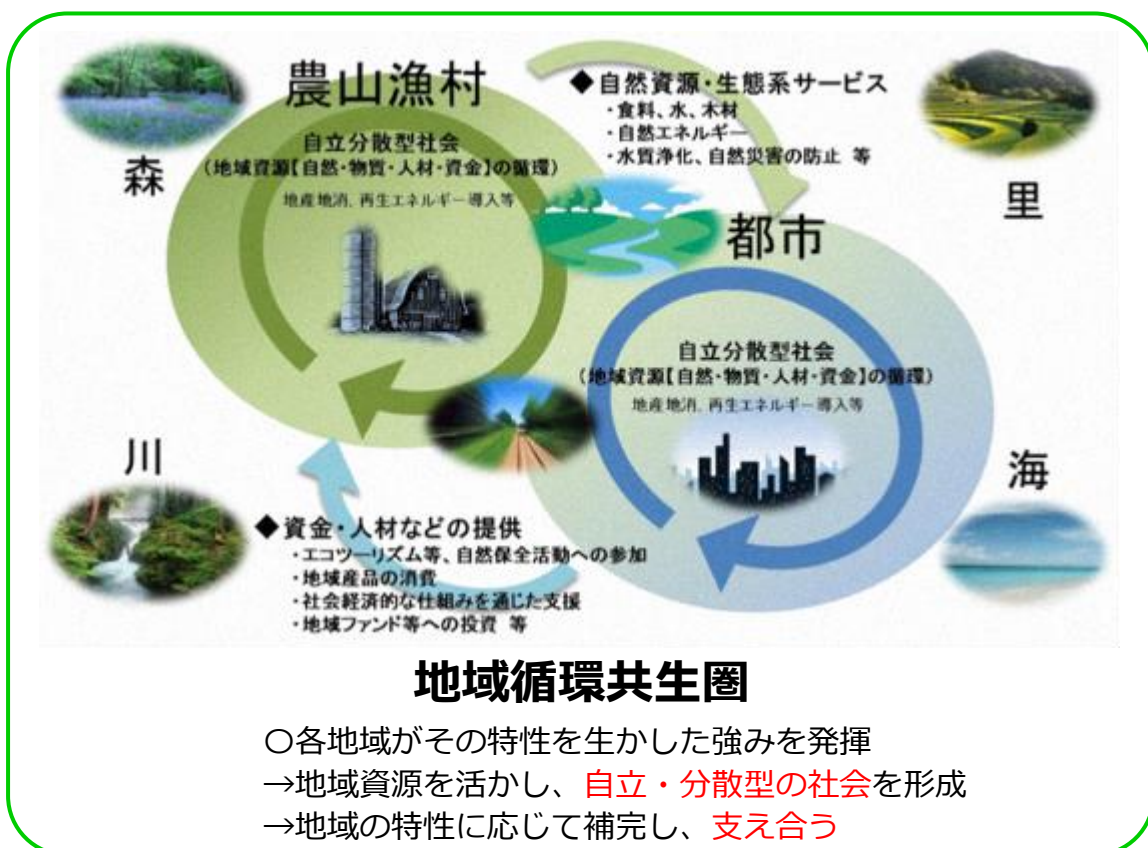
2018（平成30）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

#### 「地域循環共生圏」の概念図



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

## 自然共生社会の形成に向けた戦略策定

2012（平成24）年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、2020（令和2）年までに取り組むべき施策の方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

また、その達成状況の中間評価を受け、2016（平成28）年11月に「生物多様性国家戦略2012-2020の達成にむけて加速する施策」が取りまとめられました。加速する施策は、日本の生物多様性を巡る現状や課題をふまえ、①生物多様性の主流化に向けた取組の強化、②生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用、③野生生物の保護管理と外来種対策の加速、という3つの取組を設定し、目標の達成を目指しています。

## 健全な水循環に向けた法整備、計画策定等

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気・土壌などを含む自然構成要素と相互に作用しながら、生態系に広く多大な恩恵を与え続けてきました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響といった様々な問題が顕著となっています。

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014（平成26）年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015（平成27）年には「水循環基本計画」が閣議決定後、2020（令和2）年及び2022（令和4）年に見直しされました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

## 循環型社会の形成に向けた計画策定等

2018（平成30）年6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した

廃棄物処理体制」などの取組を推進することとしています。

さらに、2019（令和元）年5月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられました。

## 脱炭素社会の形成に向けた法改正等

2020（令和2）年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。その実現を目指し、2021（令和3）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を行うとともに地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。また、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的な考え方等を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、国連へ提出しました。その後、イギリスのグラスゴーにおいてCOP26が開催され、2050年までの重要な通過点である2030年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが盛り込まれました。

2021（令和3）年に策定された国の「第6次エネルギー基本計画」では、世界的な脱炭素に向けた動きの中で、国際的なルール形成を主導することや、これまで培ってきた脱炭素技術、新たな脱炭素に資するイノベーションにより国際的な競争力を高めることが重要としています。

国内での再生可能エネルギーの普及状況についてみると、2014（平成26）年7月に開始された「固定価格買取制度」を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

市民や事業者の省エネルギー意識については、東日本大震災の発生を契機に行動が大きく変化し、節電などの取組は、日常的な習慣となり、定着しつつあります。

## 気候変動適応策の推進

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、脱炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定、2020（令和2）年12月に公表した気候変動影響評価報告書を勘案し2021（令和3）年10月に変更されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産

業・経済活動」「国民生活・都市生活」)が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

## 千葉県の動向

### 千葉県環境基本計画

千葉県は、2008(平成20)年3月に2008(平成20)年度から2018(平成30)年度を計画期間とする「千葉県環境基本計画」を策定しました。その後、県の自然環境や生活環境をめぐる状況の変化、新たな課題への対応の必要性を受け、策定から7年が経過した2015(平成27)年3月に、計画の見直しを行い、「千葉県環境基本計画(改訂版)」を策定しました。さらに、2018(平成30)年度の計画期間終了に伴い、2019(平成31)年3月に新たな「千葉県環境基本計画」の策定を実施したところです。

新たな「千葉県環境基本計画」では、目指す将来の姿「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』～」に向けて、基本目標として、「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の構築」、「豊かな自然環境と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」の5つを掲げ、環境・経済・社会的課題の同時解決に向け、分野横断的に施策を展開していくことが明記されています。

### 自然共生社会の形成に向けた取組

千葉県では2008(平成20)年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、「行政と多様な人々が一体となって生物多様性を保全・再生し、子どもたちとその未来のために、さまざまな生物・生命(いのち)がつながり、資源・エネルギーを持続させ、豊かな自然と文化が守り育まれる社会」を目指すとしています。

また、印旛沼は、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼の指定を受け、7期35年にわたり「湖沼水質保全計画」を策定し、印旛沼水質保全協議会で各種施策を総合的に推進してきましたが、環境基準達成には、より一層の水質改善が必要であることから、「湖沼水質保全計画(第8期)」を2022(令和4)年に策定し、印旛沼のCOD(年平均値)10mg/lを2025(令和7)年度までの目標としています。引き続き、印旛沼流域水循環健全化会議や流域市町と連携・協力を図りながら、下水道の整備、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進等による生活排水対策や流出水対策、印旛沼や流入河川等における浚せつ、沼の水質汚濁メカニズムの解明や水質浄化技術に係る調査研究など、総合的な水質保全対策を推進しています。

### 循環型社会の構築に向けた取組

循環型社会の形成に向けた取組として、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、



廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止、残土の適正管理、再生土への対策の推進に関する施策を展開しており、具体的な取組として、2R（リデュース・リユース）、食品廃棄物の削減、レジ袋や紙コップなどの使い捨て容器包装の減量化などを促進する「ちばエコスタイル」を推進するなどしています。

## 地球温暖化対策の取組

新たな「千葉県環境基本計画」では、地球温暖化対策の取組として、再生可能エネルギー等の活用、水素社会構築、省エネルギーの促進、温暖化対策に関する都市・地域づくり等の促進、気候変動への適応に関する施策を展開していくこととしています。

2016（平成28）年度には、関係企業や県内金融機関・大学・市町村等で構成するプラットフォーム（情報共有、具体的な取組等検討の場）を設置し、水素社会構築に向けて取組んでいるほか、2018（平成30）年に「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を定め、2019（平成31）年に「地域気候変動適応計画」として位置付けました。また、気候変動影響に適切に対応し情報収集機能の充実を図るため、千葉県環境研究センターを気候変動適応法第13条の規定による千葉県の「地域気候変動適応センター」として2020（令和2）年に位置付け、「千葉県気候変動適応センター」を設置しました。



# 印旛沼関連の計画・事業

## 千葉県、流域市町村の計画・事業

**印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）** 実施主体：千葉県

- ・印旛沼の水質の環境基準の達成及び良質な飲料水源の確保に向けて、関係機関の連携のもと、総合的な水質保全対策の推進を図る計画

【佐倉市に関連する主な事業】

- 湖沼の水質の保全に資する事業
  - ・下水道の整備
  - ・高度処理型合併処理浄化槽の設置促進
  - ・農業集落排水施設の整備
  - ・し尿処理施設による処理
  - ・生活雑排水等処理施設による処理
  - ・家畜排せつ物処理施設の整備促進
  - ・廃棄物処理施設による処理
  - ・流入河川等の浄化対策（河川清掃等、水路の浚せつ等）
  - ・湖沼の浄化対策（沼清掃等）
- 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置
  - ・工場・事業場排水対策
  - ・生活排水対策
  - ・畜産に係る汚濁負荷対策
  - ・流出水対策
  - ・緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護
  - ・地下水利用の適正
  - ・土砂等の埋立て等の適正化
  - ・廃棄物の不法投棄の防止
- その他
  - ・調査研究の推進
  - ・公共用水域の水質の監視
  - ・環境学習の推進等
  - ・印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進
  - ・印旛沼水質保全協議会における啓発活動等の推進
  - ・地域住民等の協力 など

**印旛沼流域水循環健全化計画**  
**印旛沼流域水循環健全化計画 第2期行動計画**  
 実施主体：水循環健全化会議

- ・2030（平成42）年度の印旛沼の姿を全ての関係者が共有できる目標として描き、その目標の達成に向けた、それぞれの役割分担を明確にした計画

- 実施中の取り組み
  - ・市街地・雨水浸透対策
  - ・生活排水対策
  - ・環境にやさしい農業の推進
  - ・生態系保全
  - ・環境学習の推進
  - ・水草の再生
  - ・市町連携：市町が中心となった取り組みの推進
  - ・市民活動・企業連携：連携プログラムの実施
- イベント開催
  - ・印旛沼・流域再生大賞：印旛沼・流域のために活動している個人や団体を表彰
  - ・印旛沼流域環境・体験フェア：印旛沼・流域に関心を持ってもらうためのイベント
- モニタリング



**千葉県におけるカミツキガメ防除実施計画書** 実施主体：千葉県

- ・印旛沼とその流域において、特定外来生物のカミツキガメの定着・繁殖が確認されていることから、計画的な防除を実施



## 佐倉市の計画・事業

**第5次佐倉市総合計画** 実施主体：全庁

- ・佐倉市のまちづくりの最上位計画

**【水質改善対策】**

**佐倉市上下水道ビジョン**  
 実施主体：上下水道部

- ・「佐倉市総合計画」に基づく水道・下水道分野の長期の個別計画
- 実施中の主な取り組み
  - ・公共用水域の水質保全の促進
  - ・環境対策の推進 など

**第3期佐倉市生活排水対策推進計画**  
 実施主体：生活環境課

- ・生活排水対策を総合的かつ効率的に推進することための計画
- 実施中の主な取り組み
  - ・家庭でできる生活排水対策への支援
  - ・公共下水道への接続の推進
  - ・高度処理型合併処理浄化槽の設置補助等の補助制度のPR
  - ・浄化槽の適正管理の呼びかけ
  - ・雨水浸透施設の整備促進 など

**【実施中の事業】**

- ・公害防止対策事業（生活環境課）
- ・地下水、湧水等水循環事業（生活環境課）
- ・水質汚濁防止対策事業（生活環境課）
- ・河川維持管理事業（治水課）
- ・河川改修事業（治水課）
- ・合併浄化槽普及促進事業（生活環境課）
- ・排水施設維持管理事業（農政課）
- ・排水施設整備事業（農政課）
- ・環境保全型農業推進事業（農政課）
- ・汚水拡張事業（建設課）

**【環境保全対策】**

**第2次佐倉市環境基本計画**  
 実施主体：生活環境課

- ・本市の環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 実施中の主な取り組み
  - ・印旛沼の水質浄化の推進（下水道整備、排水指導等）
  - ・健全な水循環の維持（湧水、浸透、地下水流量等）
  - ・印旛沼・流域の再生に向けた普及、啓発
  - ・動植物の生息・生育環境の保全
  - ・生物多様性の保全に向けた普及、啓発
  - ・谷津の保全 など

**佐倉市谷津環境保全指針**  
 実施主体：生活環境課

- ・湧水地でもある谷津の保全に向けた指針
- 実施中の主な取り組み
  - ・台地の地下水涵養能力の保持
  - ・谷津の持つ水源地としての機能の保持 など

**【実施中の事業】**

- ・印旛沼浄化運動事業（生活環境課）
- ・輝田谷津保全事業（生活環境課）
- ・環境学習推進事業（生活環境課）
- ・農地・水・環境保全対策事業（農政課）

**【まちづくり・地域活性化対策】**

**印旛沼流域かわまちづくり計画**  
 実施主体：企画政策課

- ・印旛沼及び周辺河川の水辺整備、活用などを一体として推進するための計画
- 実施中の主な取り組み
  - ・利活用プログラム・イベントとの連携及び活用
  - ・印旛沼流域の魅力の強化、ブランド力の強化
  - ・一里塚（ミニ拠点）整備
  - ・水辺拠点整備 など

**佐倉市産業振興ビジョン**  
 実施主体：産業振興課

- ・産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 実施中の主な取り組み
  - ・佐倉草ぶえの丘、サンセットヒルズ、野島の森の整備、管理・運営
  - ・花をテーマにした集客機能の検討
  - ・年間を通じた体験メニューの検討
  - ・印旛沼周辺回遊ルートの検討
  - ・サイクルツーリズムの推進 など

**【実施中の事業】**

- ・佐倉草ぶえの丘整備事業（農政課）
- ・佐倉草ぶえの丘管理運営事業（佐倉草ぶえの丘）
- ・観光施設維持管理事業（産業振興課）
- ・観光資源創出事業（産業振興課）
- ・飯野台観光施設管理運営事業（産業振興課）
- ・観光イベント事業（産業振興課）

## 2 市内の環境の現状

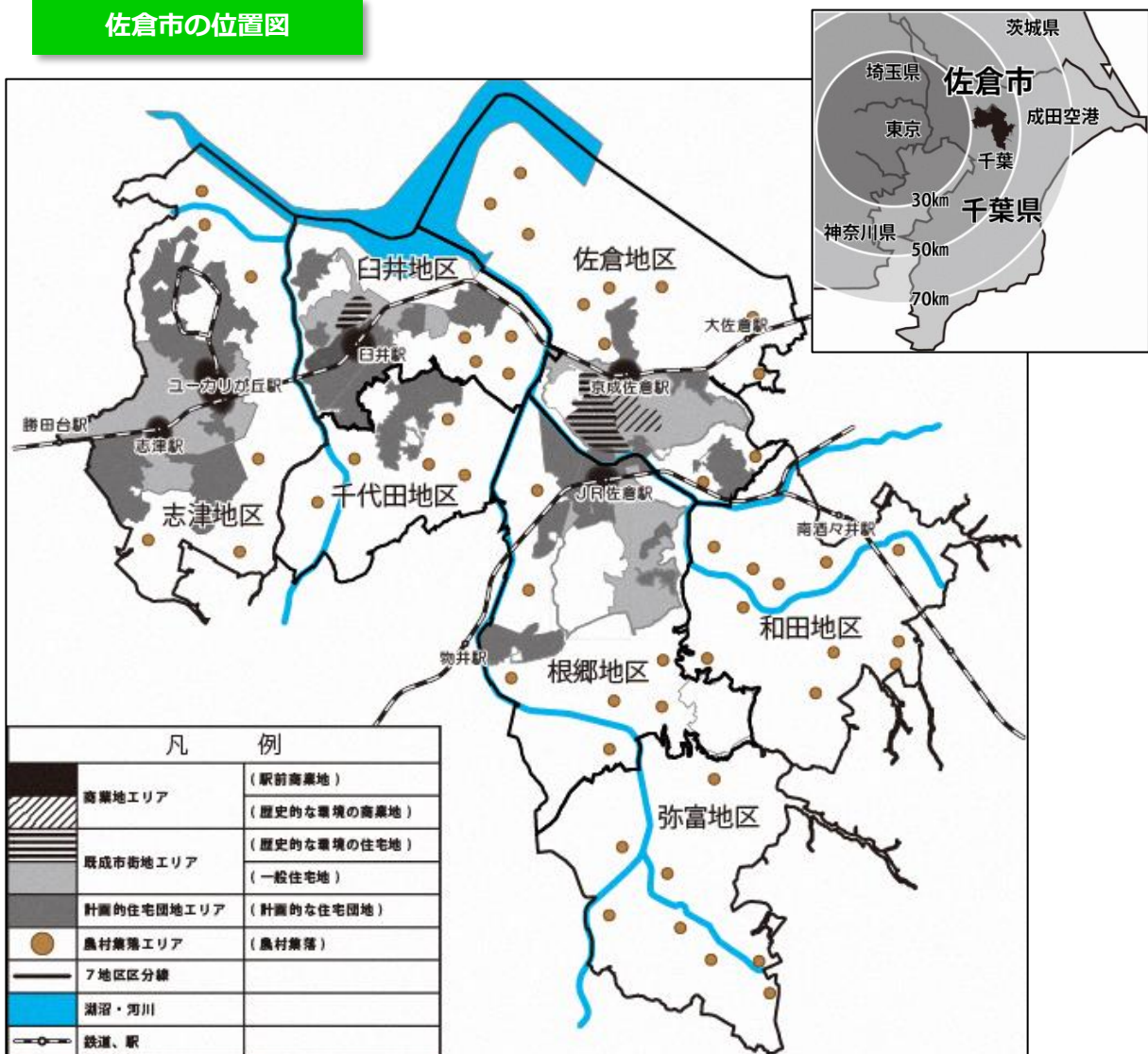
市内の主な社会動向、環境を取り巻く現状は、次のとおりです。

### 位置

佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約40km、成田国際空港から約15km、千葉市から約20kmの距離にあります。

面積は約104km<sup>2</sup>で、北部は印旛沼に川が注ぎ、西部は首都圏のベッドタウン、東部・南部は農村地帯が広がる中、工業団地が立地し、緑豊かな自然と都市の利便性を共に享受できるまちです。

佐倉市の位置図





# 社会環境



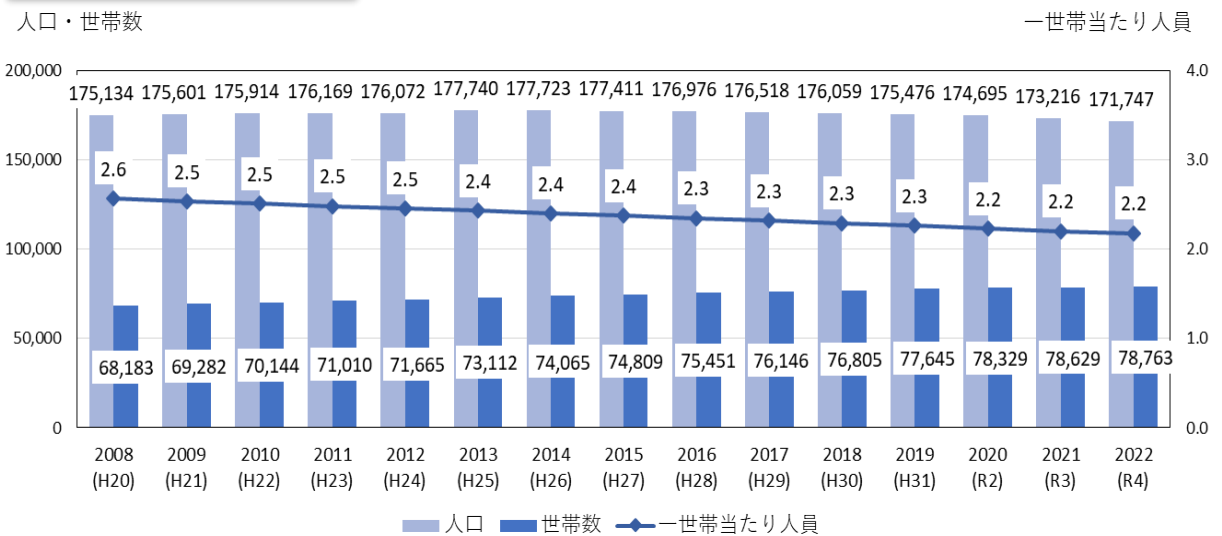
## 人口動向

本市の人口および世帯数は、2022（令和4）年3月末現在で171,747人、世帯数は78,763世帯となっており、総人口は、2013（平成25）年まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じています。世帯数は増加傾向にありますが、核家族化の進行や単身世帯の増加の影響などにより1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。また、2022（令和4）年の年少人口比率は11%、老年人口比率は33%であり、県平均（それぞれ12%、27%）を上回るペースで少子高齢化が進行しています。

佐倉市人口ビジョンでは、今後も減少傾向で推移すると予測しており、2030（令和12）年には人口160,266人、老年人口比率35.7%と超少子高齢社会が到来するとしています。

また、本市は鉄道駅を中心とする市街地とその外側に農村集落が点在する都市構造となっていることから、市内各地区で人口集積や少子高齢化の傾向が異なっています。

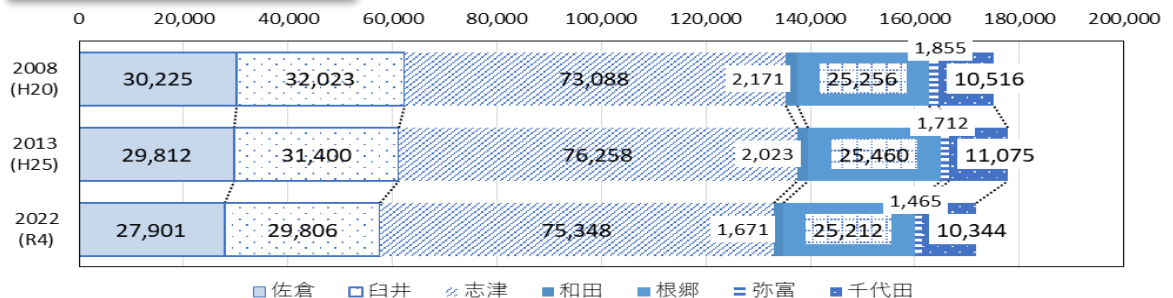
### 人口、世帯数の推移



注：各年3月末時点。2013（平成25）年3月末分から集計方法変更により外国人が加算されている。

資料：住民基本台帳人口

### 地区別人口の推移



注：各年3月末時点。2013（平成25）年3月末分から集計方法変更により外国人が加算されている。

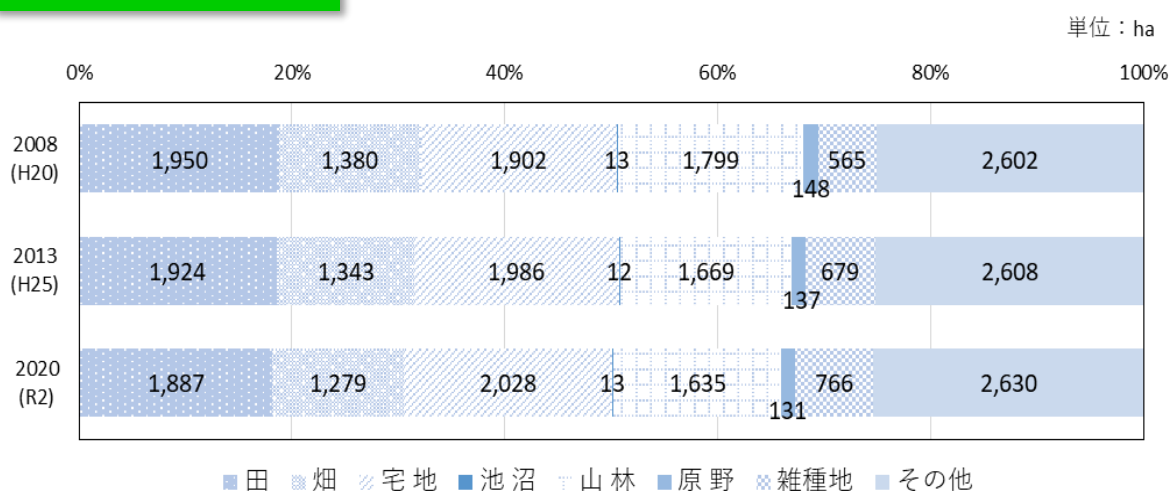
資料：住民基本台帳人口

## 土地利用

本市の市域面積は10,369haで、全域が都市計画区域に指定され、およそ1/4が市街化区域となっています。そのうち、8割以上が住居系用途地域で、工業系が約14%、商業系が約4%です。

地目別の土地利用では、田畑、山林などの自然的土地利用が面積の約半分を占め、直近10年間で大きな変化はありません。しかし、農家数の減少や従事者の高齢化、後継者不足などにより田畑の耕地面積が減少しています。

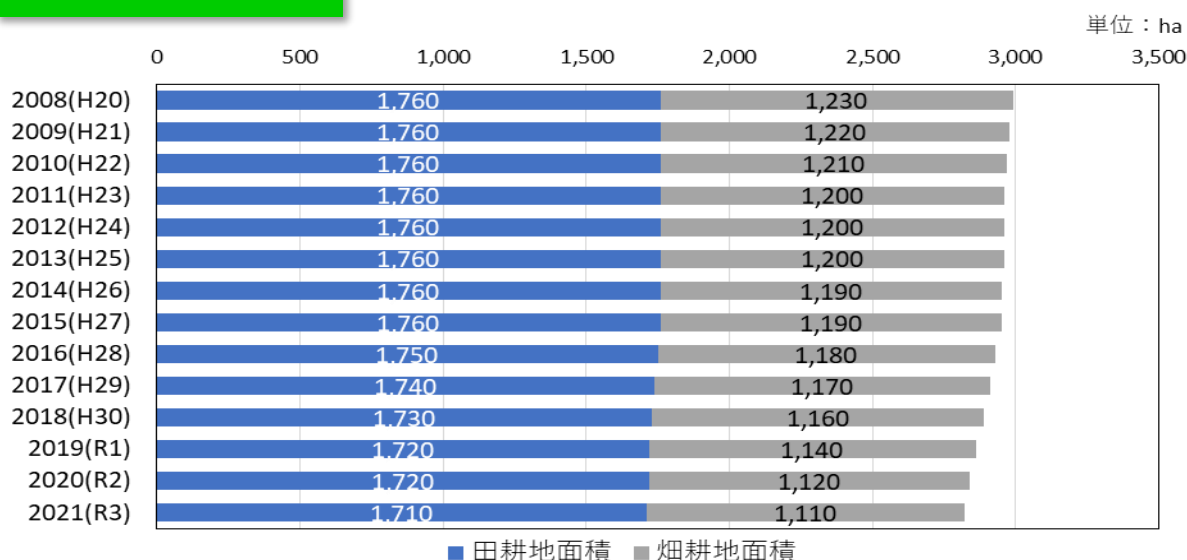
### 地目別土地利用の推移



注：土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたもの。  
単位以下四捨五入してあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。

資料：千葉県統計年鑑

### 耕地面積の推移



資料：佐倉市農政課

## 印旛沼の環境の現状

### 印旛沼の概要

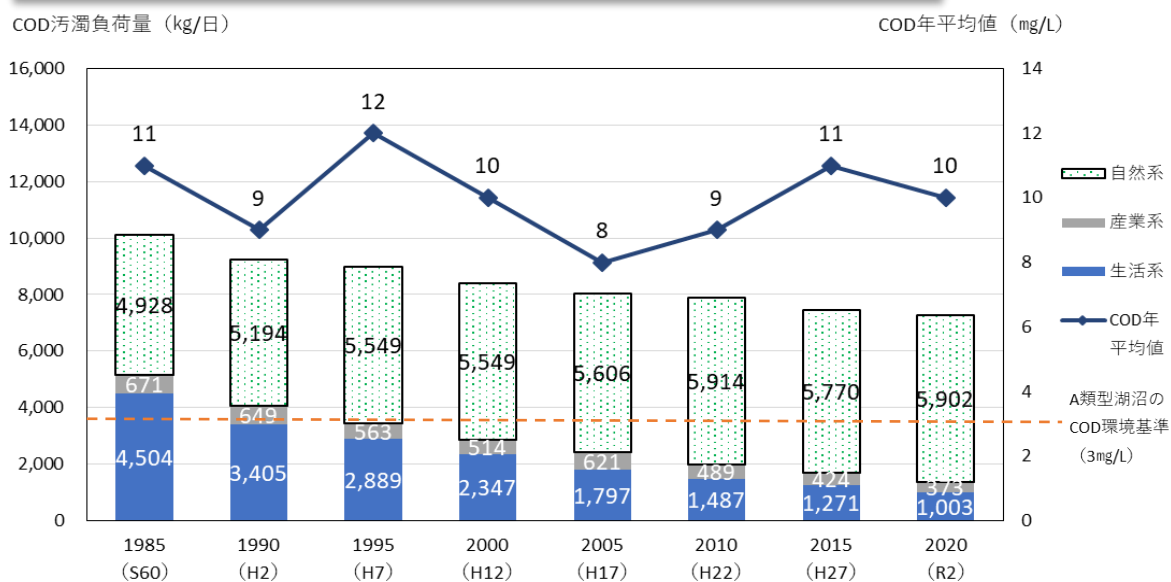
印旛沼は、本市の北東部に位置する面積9.43km<sup>2</sup>の利根川水系の湖沼で、水道用水として、また、農業用水、工業用水の水がめとして利用されているとともに、内水面漁場及び憩いの場として利用されています。

流域市町は本市を含め11市2町で、本市域の約94%が流域に含まれます。

本市のかけがえのない財産となっている印旛沼ですが、昭和40年代以降、干拓事業に伴う水面の縮小、人口の増加や市街地の発展に伴う家庭や工場・事業所からの排水による負荷の増大などにより水質が悪化しました。

印旛沼流域の有機汚濁の指標のひとつであるCOD値（年平均値）の推移を見ると、環境基準（3mg/l）に対し、8～12mg/lで推移しており、2011（平成23）年度から2017（平成29）年度まで7年間連続で全国の湖沼の中で最も高い値となっています。なお、全国の湖沼のうち、印旛沼を含むA類型指定水域（140水域）において、2017（平成29）年度の環境基準達成率は65.7%（92地点）でした。また、全窒素、全リンについても環境基準を超過する状況が続いています。

### 印旛沼流域におけるCOD年平均値及び系統別汚濁負荷量の推移

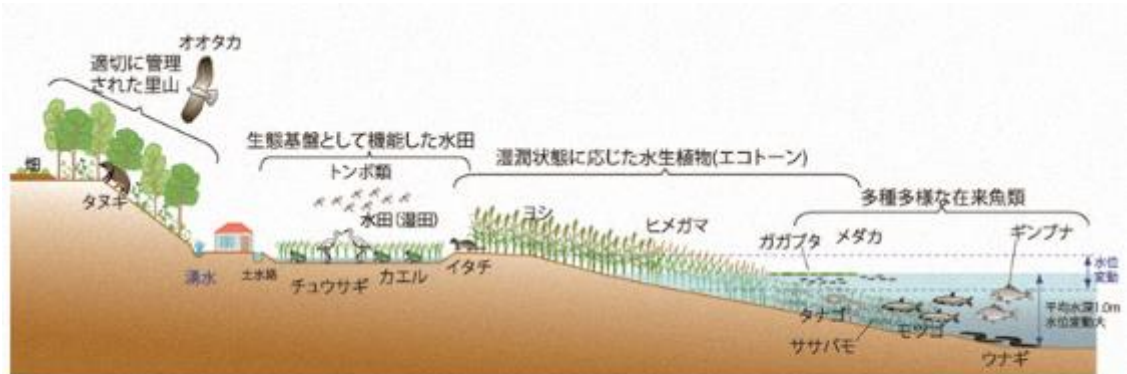


資料：佐倉市環境白書

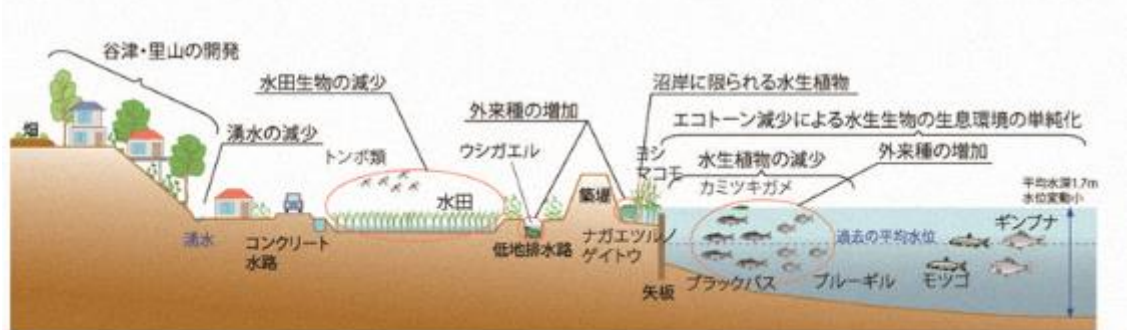
また、1955（昭和30）年の印旛沼周辺には、陸～水際～沼において様々な生物（メダカ、タナゴなどの魚類、ササバモ、ガガブタなどの水生植物等）が生息・生育し、豊かな生態系が維持されてきましたが、印旛沼の水質の悪化や沼周辺の土地利用の変化などに伴い、在来の生物種が減少し、ナガエツルノゲイトウやカミツキガメなどの特定外来生物をはじめとする外来種が多く見られるようになってきました。

## 印旛沼流域における生物多様性の変化

<過去：昭和 30 年代>



<現在>



資料：印旛沼流域水循環健全化計画（印旛沼流域水循環健全化会議）

## 汚濁の現状と再生に向けたこれまでの取組

印旛沼及び流域河川の水質悪化をもたらす汚濁発生源には、大きく分けて一般家庭などの生活系、工場及び事業場などの産業系、山林、畑、水田、市街地等などの自然系の3つがあります。下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備による生活排水対策の推進、水質汚濁防止法及び千葉県環境保全条例による工場・事業場の排水規制等により、生活系や産業系の汚濁負荷量は減少傾向を示していますが、自然系の汚濁負荷量は増加傾向を示しています。

このほかの汚濁の要因として、印旛沼は、長年にわたり水中や底泥に蓄積した窒素及びリンにより超富栄養化した状態にあります。この状況が引き起こす藻類の大量発生、いわゆる内部生産が、水質の悪化に大きく影響していると考えられます。

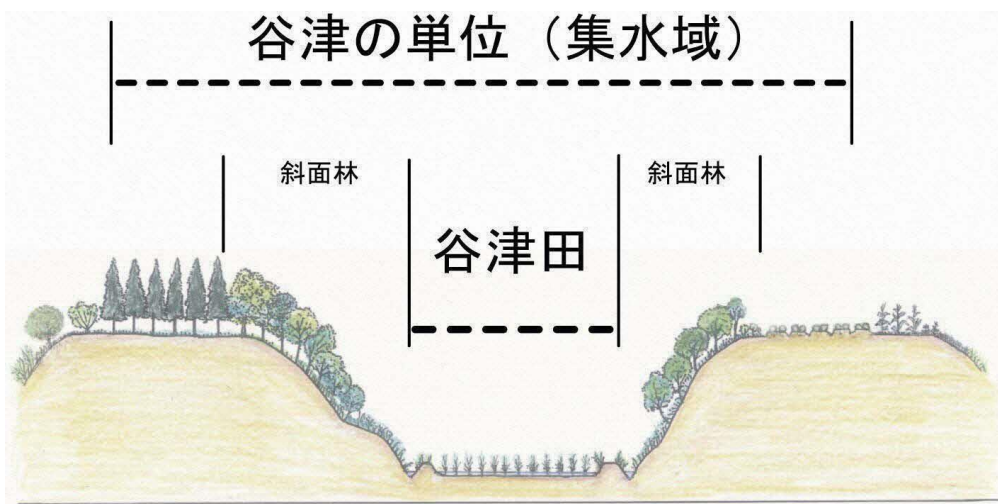
千葉県が主導する印旛沼水質保全協議会（湖沼水質保全計画）や印旛沼流域水循環健全化会議（印旛沼流域水循環健全化計画）等により、流域の住民・市民団体、専門家、関係機関、行政（国、千葉県、流域市町）等による活動が、1985（昭和60）年以降、継続的に実施されているところですが、水質改善、自然環境の再生には至っていないのが現状です。

## 自然環境

### 地形・地質、水系

本市の地形は、標高30～35mの下総台地と印旛沼低地で構成されており、台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなっています。水系は、鹿島川、手繰川、小竹川など、市内の水系の多くが印旛沼に注いでいます。下総台地では、鹿島川と手繰川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形を生み出しています。これらの河川は、下総台地の湧水を水源としており、台地の裾や谷津周辺には多くの湧水地が認められます。

#### 谷津の模式図



### 動植物

谷津が織りなす複雑かつ特徴的な地形は、多様な野生動植物の生息・生育場所となっています。

市内の植生は、斜面から台地上にかけてはコナラ、イヌシデ、クヌギなどの落葉広葉樹林、台地上にはスギ・ヒノキ植林やシイ・カシの照葉樹林、ムクノキ・ケヤキなどの高木があり、ヤマザクラやコブシ、カエデ類、林床の草本類とともに四季おりおりの里山に彩りを添えています。

多様な植物群落は動物の餌場にもなっており、オオタカやサシバなどの猛禽類やタヌキやイタチなどのほ乳類の生息が確認されています。さらに、ゲンジボタル、ホトケドジョウ、キンラン、カタクリなどの貴重な動植物の生息・生育も確認されています。

一方、アライグマやハクビシンなどの外来生物による被害が増加しています。





## 環境負荷



### 河川水質

本市の河川（手繰川、鹿島川、高崎川）のBODを指標とした有機汚濁の状況は、下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽の普及により、概ね環境基準を満たす良好な状態で推移しており、水質の改善が進んできています。

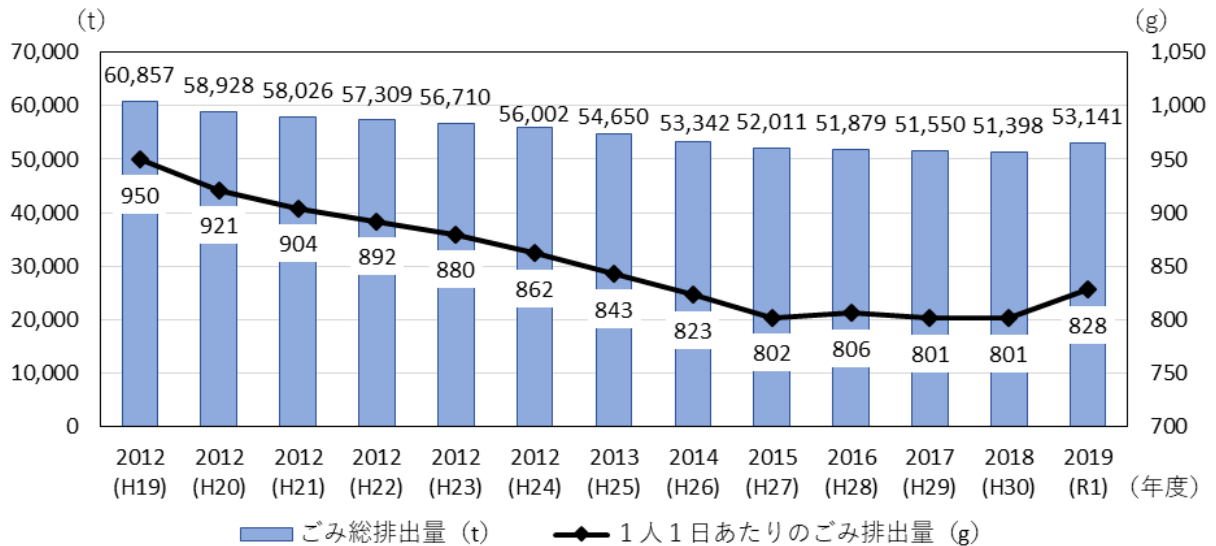


### 廃棄物

本市のごみ総排出量は、2007（平成19）年度で60,857tでしたが、2019（令和元）年度には53,141 tとなり、年々減少傾向にあります。1人1日当たりの排出量についても、2007（平成19）年度の950 gから2019（令和元）年度は828 gと減少しています。

なお、2017年（平成29）年度の1人1日当たりの排出量は801 gで、全国平均（920 g）、千葉県平均（903 g）よりも低い値となっています。しかし、近年は下げ止まっています。また、資源化量とリサイクル率は、年々減少している状況です。

#### ごみ総排出量の推移

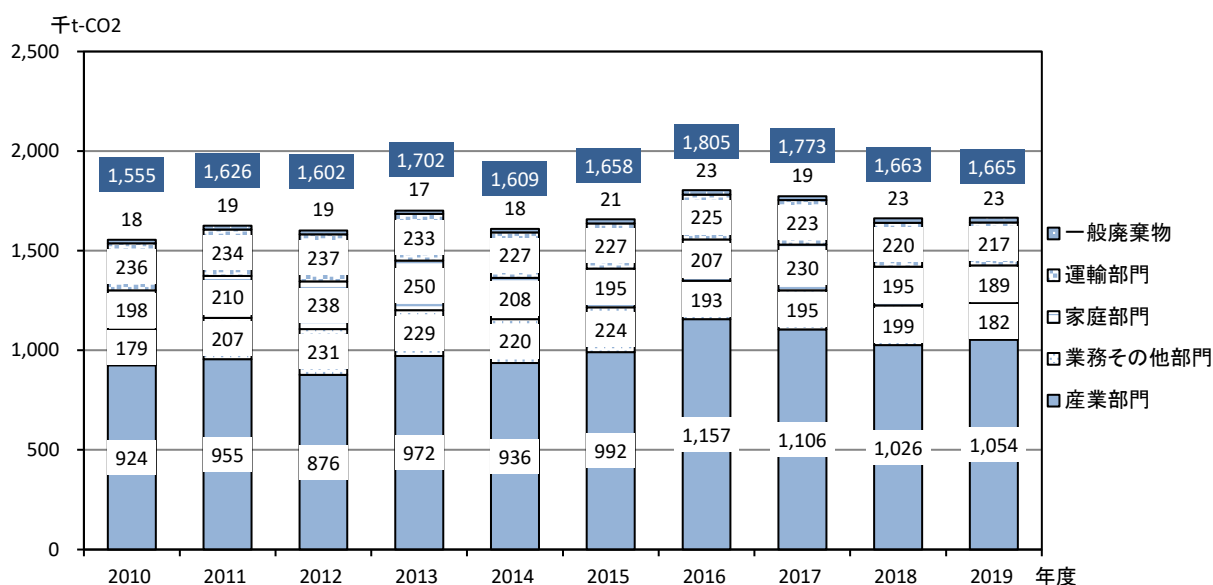


資料：佐倉市廃棄物対策課

## 温室効果ガス

本市から排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の総量は、増減を繰り返しながら推移しており、2019（令和元）年度の総排出量は、1,665千t-CO<sub>2</sub>となっています。4つの工業団地を有する本市は、産業部門からの排出量が総排出量の約6割を占めています。また、2010（平成22）年度以降の部門別の排出量は、「産業部門」、「家庭部門」、「業務その他部門」、「一般廃棄物」で増減を繰り返しながら推移し、「運輸部門」は概ね減少傾向が見られます。

### 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の総排出量及び部門別排出量の推移



※環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル・ツール類」に基づき把握



### 3 環境に関する市民・事業者の意識

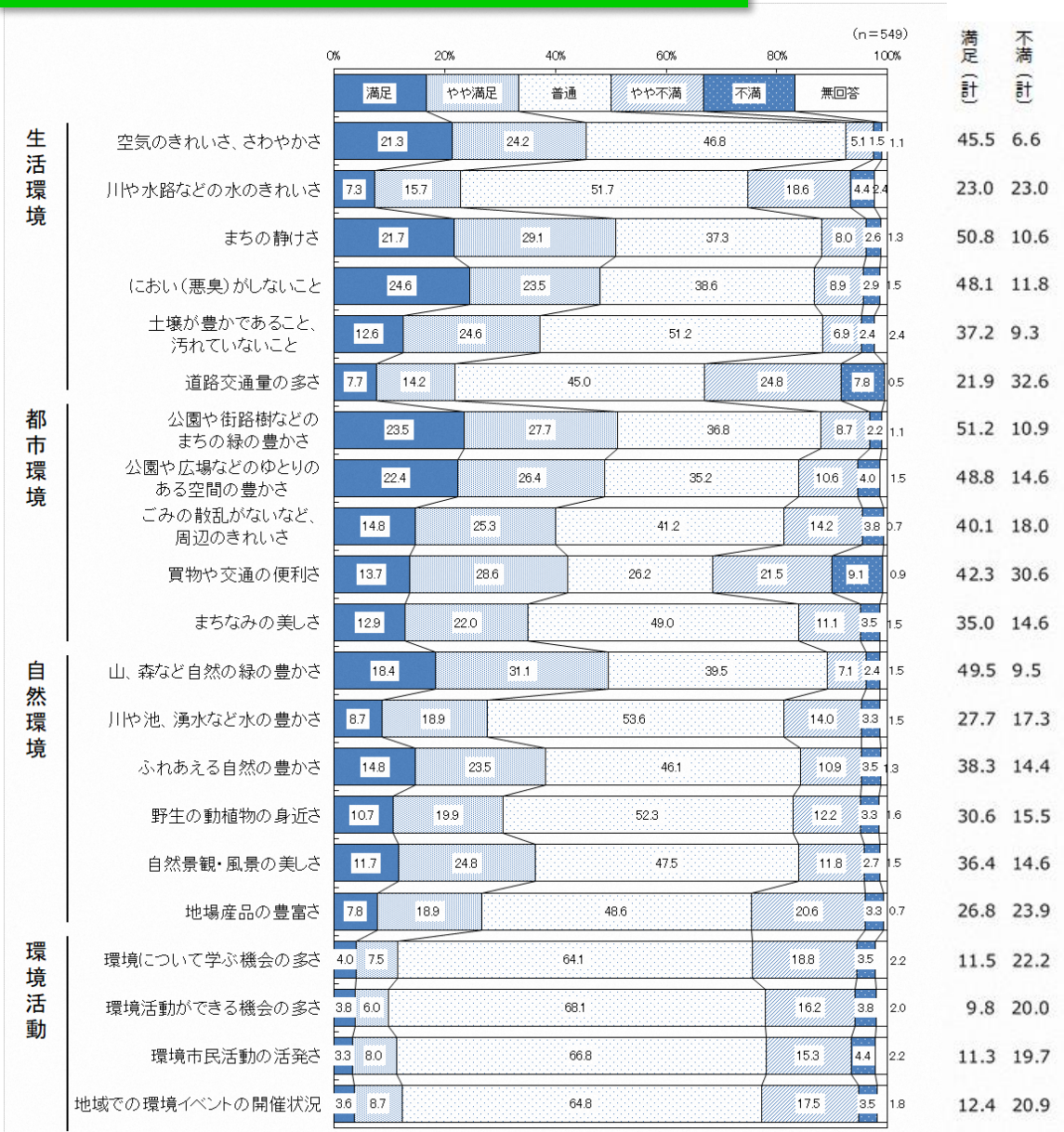
市内の環境に関する市民・事業者の意識は、次のとおりです。



#### 地区の環境について感じていること

市民アンケート調査において地区の環境について感じていることを聞いたところ、『満足、やや満足』と回答した割合は、「公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ」、「まちの静けさ」、「山、森など自然の緑の豊かさ」、「公園や広場などのゆとりのある空間の豊かさ」、「におい(悪臭)がしないこと」で約5割となっています。

#### 地区の環境について感じていること (市民アンケート調査)

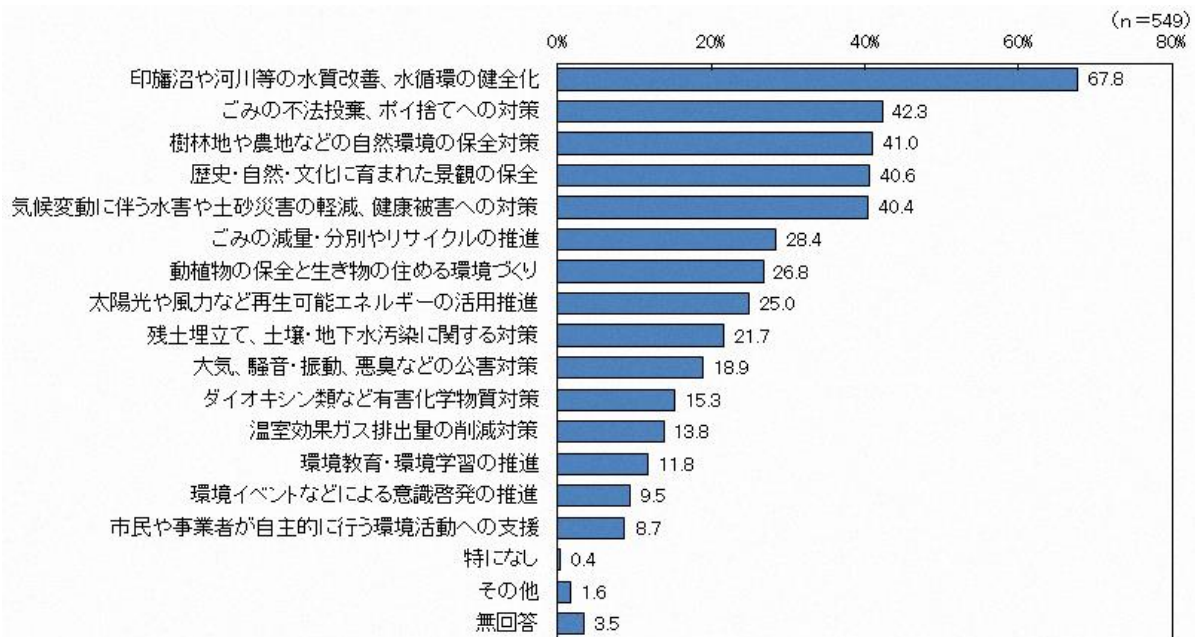




## 市が重点的に取り組むべき環境対策

市が重点的に取り組むべき環境対策を聞いたところ、市民、事業者とも「印旛沼や河川等の水質改善、水循環の健全化」が最も高く、次いで、「ごみの不法投棄、ポイ捨てへの対策」、「樹林地や農地などの自然環境の保全対策」、「歴史・自然・文化に育まれた景観の保全」などが上位にあがっています。

### 市が重点的に取り組むべき環境対策（市民アンケート調査）



### 市が重点的に取り組むべき環境対策（事業者アンケート調査）



# 4 前計画の進捗評価

前計画の取組が実施され、達成すべき環境像の実現へとつながっているかどうか、さらに重点的取組の達成状況について総合評価を実施しました。

評価は、環境指標の達成状況及び環境に関する市民意識調査の結果をふまえ、A～Cの3段階評価としました。

<p>A：前計画の方針、事業を継続</p> <p>B：前計画を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し</p> <p>C：前計画の方針、事業内容等を再検証</p>
---



## ① 田園の魅力と都市の魅力が調和したまち

評価結果	評価
<p>「田園の魅力と都市の魅力が調和したまち」を目指し、佐倉市都市マスタープランにおいて、「都市と農村が共生するまち 佐倉」を掲げています。また、その後策定された佐倉市景観計画では、「歴史・自然・文化をつなぐ みんなで育む 佐倉らしい景観」を基本理念とし、関連計画と整合を図りながら取組を進めています。</p> <p>市民アンケート結果でも、市の景観に対する市民の満足度は高い評価となっています。</p> <p>現状の高い市民満足度を維持していくために、今後も継続して、総合的な視点をもちながら市の環境づくりを進めていくことが必要です。</p>	A



## ② 自然を守り育てるまち

評価結果	評価
<p>「自然を守り育てるまち」を目指し、自然環境、みどり、良好な水辺や水循環、生物の生息空間の保全・回復・創出などに向けた取組を進めているところですが、一部未実施となっています。特に、生物の生息・生育環境の保全・創出とパートナーシップによる自然環境の保全・創出について未実施の取組が多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、自然環境についての満足度や環境活動についての満足度がやや低くなっています。</p> <p>今後は、市民、事業者、市を含めた地域の連携により、既存の取組で進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

### ③環境への影響を自覚して暮らすまち

評価結果	評価
<p>市内の環境負荷の監視・把握、負荷や影響を削減する仕組みづくり、公害対策の推進、エネルギーの有効利用の推進、水資源の有効利用と排水負荷の低減、廃棄物の減量・再資源化の推進、土壌・環境汚染防止対策の推進などの取組を進めているところです。しかしながら、環境負荷の監視・把握とパートナーシップによる推進に関する取組について、未実施のものが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、生活環境についての満足度や環境活動についての満足度がやや低くなっています。</p> <p>今後は、既存の取組で進捗が滞っているものについては推進し、パートナーシップにより推進可能な取組も実施していくことが必要です。</p>	B

### ④歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち

評価結果	評価
<p>「歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち」を目指し、歴史資産に関する情報収集、保全・活用、継承・創出のための取組を推進しているところです。1つを除いて取組は進められていますが、進捗にはばらつきが見られます。</p> <p>市民アンケート結果では、まちなみの美しさについての満足度は高くなっています。</p> <p>今後は、引き続き市民の高い満足度を維持していくため、自然環境や歴史資産の保全・活用の取組を推進していくことが必要です。</p>	B

### ⑤人が活き、暮らしを楽しむまち

評価結果	評価
<p>「人が活き、暮らしを楽しむまち」を目指し、住民意向の把握と対応の充実、気配りのあるまちづくり、みんなにやさしい地域環境づくり、コミュニティづくりについての取組を進めているところです。しかしながら、地域環境づくりに関する取組において、未実施や計画を下回る実施状況のものが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果では、生活環境や都市環境についての満足度はおおむね高い評価となっていますが、環境活動についての満足度はやや低くなっています。</p> <p>今後は、既存の取組で進捗が見られないものについて、進めていくことが必要です。</p>	B

## ⑥環境づくりをみんなで進めるまち

評価結果	評価
<p>「環境づくりをみんなで進めるまち」を目指し、情報の共有、環境教育・学習の推進、パートナーシップに基づく環境実践の推進、仕組みづくりに関する取組を進めています。しかしながら、環境教育・学習の推進や市民・事業者などが参加できるようなパートナーシップ構築に関する取組について、未実施が比較的多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、環境活動についての満足度は低くなっています。今後は、市民、事業者、市のパートナーシップを構築し、環境活動などを推進するための取組を強化していくことが必要です。</p>	B

## 重点的取組の達成状況

### ① 佐倉らしさとしての自然環境の保全と活用

評価結果	評価
<p>谷津環境保全指針の策定、農地や斜面林の緑の保全ための仕組みづくり、印旛沼と谷津をめぐる水系の保全などの取組を進めているところですが、達成目標としている項目について、約半数が未実施となっています。</p> <p>市民アンケート結果では、生活環境、都市環境、自然環境についての満足度は比較的高くなっています。</p> <p>今後は、更なる市民の満足度向上に向けて、自然環境の保全・活用に関する取組を推進していくことが必要です。</p>	B

### ② 環境パートナーシップの形成

評価結果	評価
<p>環境に係わる啓発・学習活動の推進、パートナーシップのための仕組みづくりに向けた取組を進めているところですが、達成目標のうち、パートナーシップのための仕組みづくりに関するもの（環境情報システムの整備、市民・事業者主催によるさくら環境井戸端会議の開催）が未実施となっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、環境活動についての満足度は低くなっています。今後は、パートナーシップのための仕組みづくりを強化し、市民、事業者が環境活動に携われる機会を創出するような取組が期待されます。</p>	B

## 5 計画策定及び改定にあたっての課題と対応

本計画は、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどをふまえ、「自然共生社会」「循環型社会」「安心・安全社会」「脱炭素社会」「環境保全活動」の5つの分野における課題とそれに対する対応方針を明示します。

今日の環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、SDGs の考えを活用して分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指すことが必要です。

### 自然共生社会の課題と対応

#### 印旛沼の水循環の維持・回復

印旛沼流域は、下総台地とこれを侵食している谷津、谷津に面した斜面や崖から構成されています。台地は保水性・透水性の優れた関東ロームと呼ばれる土層で覆われ、台地や斜面に沿った雨は地表水として流下したり、地下へ浸透したりして、湧水となって印旛沼に流入します。

印旛沼流域では、このような地形を背景とした谷津や斜面からの豊富な湧水が、流域の自然環境や人の暮らしの基本的な要素となっており、本市での市民生活や経済活動を支える水道水は、約6割が自己水源の井戸からくみ上げた地下水となっています。また、印旛沼流域に降った雨水や私たちの生活や産業活動から出る排水は、河川や水路、地下水のいずれかを経て、その多くが印旛沼に流れ込んでいます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林の保全を図り、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、水資源の保全に努めていく必要があります。

特に、本市の自然の象徴的な存在である印旛沼の水質改善に向けて、県を含めた流域市町と連携を図りながら水質浄化に向けた様々な対策を実行していますが、明確な成果は現れておらず、引き続き水質改善に向けた努力が必要となっています。

印旛沼をめぐる多様かつ困難な課題の解決には、国や県、流域市町と連携して、水循環や水質浄化に向けた対策を推進するほか、市をはじめとして、市民、事業者など、多様な主体による自主的な行動をさらに活性化することが必要です。

#### 生物多様性の保全

下総台地と印旛沼低地で構成された本市は、鹿島川と手線川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。市内の谷津では、二ホンアカガエルやトウ



キョウダルマガエル、サシバをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。

本市では、市と市民団体が協働して、保全管理作業や動植物の観察、生物調査など、谷津田や斜面林の田園環境の回復・整備に取り組んでおり、希少な動植物の確認数が増加するなど豊かな自然環境が復元しつつあります。

一方、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

また、私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

## みどり・水辺の保全

本市の豊かな自然は、歴史・文化と並ぶ本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質(QOL)の向上にも貢献しています。

中でも印旛沼や谷津に代表される田園風景は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

谷津をはじめとする豊かな自然や里山景観は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、野焼き、除草、かつての炭焼き、山菜採りなどといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって、植生が保たれ、継承されてきた貴重な資産です。

しかしながら、農業活動の縮小などに伴って、これら先人たちが築き上げてきた里山環境は、荒廃、消滅の危機に瀕しています。

また、本市の環境のシンボルとも言える印旛沼は、水質汚濁や特定外来生物の増加などによるイメージの悪化や、水辺に近寄れる場所が少なく親水性に乏しいことから、人と沼の関りが希薄化し、市民の愛着も失われつつあります。

そのため、谷津の改変や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、かつての景勝地としての印旛沼の面影を取り戻すべく、今ある自然を守り、育てるとともに、市民が自然とふれあい、その恩恵を実感できる機会と場を提供していく必要があります。

## 循環型社会の課題と対応

### ごみの減量化

本市では、ごみの減量化・資源化に向けて排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、ごみになるような不要なものを断る（リフューズ）の4R運動を推進しており、本市のごみの排出量は2019（令和元）年度で53,141 tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量は828 gで、全国平均や千葉県内の市町村の平均と比較して低い傾向にあります。2015（平成27）年度以降からはほぼ横ばい傾向のため更なる減量化に向けての努力が必要です。

不要なものをもらわない（リフューズ）ことや排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

### 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2017（平成29）年で約646万 t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約320万 t（2014（平成26）年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人あたりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139 g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられたほか、千葉県の「ちば食べきりエコスタイル」をはじめ、全国の自治体において食品ロス削減に向けた取組が広がりつつあります。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取組を強化していく必要があります。

### プラスチックごみへの対応

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、海洋には、合計で1億5,000万 tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万 t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

日本は、1人当たりの容器包装等プラスチックの発生量が世界で2番目に多く、世界第3位のプラスチックの生産国として、世界の海洋プラスチックごみ問題の一因を作りだしていま

す。

そのため、プラスチック製品の生産・使用の削減、特に、廃プラスチックの約半分を占めるレジ袋やペットボトルなどの「使い捨てが中心の容器包装等のプラスチック」の使用削減に向けた一層の取組が必要となっています。

## ごみの効率的な収集

本市における家庭からのごみの収集は、市内各集積所を巡回して収集するステーション方式となっていますが、近年、集積所数が増加しており、収集時間や収集ルートなど収集運搬作業の効率化が必要となっています。

また、高齢者などごみ出しに困難を伴う市民への対応等も含めて、よりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

## 安心・安全社会の課題と対応

### 公害対策

本市では、大気、水質、騒音、振動及び放射線量について、監視を定期的に行っています。

これらの公害については、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮への取組の拡大を行い、健康被害への懸念を払拭し、安心・安全に暮らせる居住環境を確保していく必要があります。

また、印旛沼流域の汚濁負荷量は、生活系や産業系からの汚濁負荷量は、公共下水道の整備や事業所・工場の自主的な排水対策が進んだことで、年々減少傾向を示していますが、自然系（山林、水田、畑、市街地など）からの汚濁負荷量が増加傾向となっており、自然系からの汚濁負荷量の削減にも取り組んでいく必要があります。

### 不法投棄・不法ヤード対策

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを定期的を実施しているほか、市民や事業者と連携、協力して、市内の道路や公園などを清掃するゴミゼロ運動を実施しています。

今後は、ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象として監視カメラ設置等の重点的な取組を実施するとともに、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組を拡充する必要があります。

千葉県内にある一部のヤードでは、自動車の部品から油などが流出し周辺環境に影響を及ぼしていることから、千葉県や警察など関係機関と連携した対策が必要です。

### 地域での生活環境課題

本市では、空き地の雑草の繁茂について、市民からの苦情等により現地を確認し、土地の所有者等に対し雑草除去を要請しています。近年、空き家の増加などから雑草除去要請件数が増えており、対策が必要となっています。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、一般住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあり、その予防や早期解決を図るための取組が必要となっているほか、ハクビシンやアライグマ、イノシシ等の有害鳥獣による農作物や人、住居への被害防止を図っていく必要があります。

## 脱炭素社会の課題と対応

### 地球温暖化対策（緩和策）

#### 【省エネルギー行動の一層の拡充】

本市から排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の総量は、増減を繰り返しながら推移しており、2019（令和元）年度の総排出量は、1,665千t-CO<sub>2</sub>となっています。また、部門別の排出量で見ると、2010（平成22）年度以降は、「産業部門」、「家庭部門」、「業務その他部門」、「一般廃棄物」で増減を繰り返しながら推移し、「運輸部門」は概ね減少傾向が見られます。今後は、さらなる排出削減に向けた取組が求められます。

これまで本市では、エコライフ推進員と協働して、家庭におけるエコライフ活動の推進に取り組んできましたが、東日本大震災直後に高まった市民や事業者の省エネルギー意識が、震災からの時間の経過とともに薄れることなく持続・向上するよう、引き続き省エネルギー行動を推進していくことが求められます。

#### 【再生可能エネルギーの利用促進】

本市では、2012（平成24）年度から住宅用太陽光発電システムの設置者に補助金の交付を行い、2021（令和3）年度までに3,375.5kW（753世帯）導入されました。

引き続き、市内における太陽光・木質バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、利用を促進する施策の検討を進める必要があります。

また、再生可能エネルギーの活用は、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

#### 【省エネルギー機器の普及・拡大】

本市では、2013（平成25）年度から蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）などの設置者に補助金の交付を行い、家庭用省エネルギー設備の普及を推進してきました。

引き続き、市民や事業所に対して、これらの機器の普及や、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の断熱化についても普及・啓発を行っていく必要があります。

#### 【脱炭素型まちづくりへの対応】

国の「地球温暖化対策計画」は、「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向け2021（令和3）年に改定されました。地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策として、再エネ・省エネについて、改正地球温暖化対策推進法に基づき自治体が促進区域を設定することにより、太陽光発電設備など地域に裨益する再生可能エネルギーの拡大、住宅や建築物の省エネルギー基準への適合義務付け拡大、産業・運輸などについて、2050年に向けたイノベーション支援、データセンターの30%以上省エネルギーに

に向けた研究開発・実証支援、分野横断的取組について、2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出、優れた脱炭素技術等を活用した途上国等での排出削減を挙げています。

本市でも再生可能エネルギーの利用促進、住宅やビルなどのゼロエネルギー化の促進などを各部門において行っていくことが必要です。

## 地球温暖化対策（適応策）

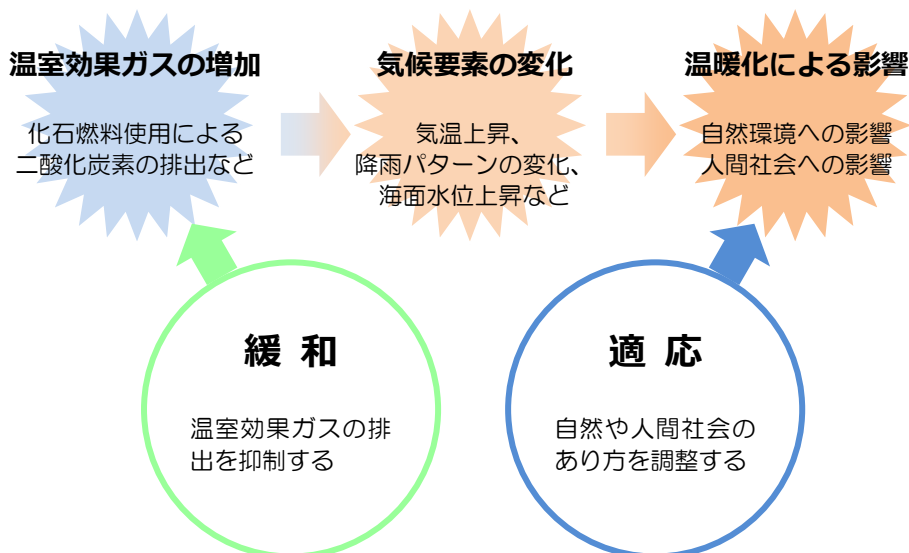
本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいるところですが、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取組も必要となってきます。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

### コラム：緩和策と適応策

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によれば、可能な限りの温暖化対策を施した場合でも2081年から2100年の世界の平均地上気温は、20世紀末と比較して0.3～1.7℃の気温上昇が予測されています。

このように、従来の温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」の取組を実施するだけでは、気候変動による影響は避けられないことから、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していく「適応」の取組みも講じていく必要があります。



資料：「適応への挑戦 2012」（環境省）

気候変動により、農業、林業、水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康などの様々な面で多様な影響が生じることが予想されますが、本市では、特に局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症やデング熱等の感染症をはじめとする健康被害、農作物への影響の発生リスクが高まると考えられます。

## 環境保全活動の課題と対応

### 環境保全活動の定着・拡大

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大といった市の財政運営に影響を及ぼすことが予想され、環境分野においても「選択と集中」による限られた経営資源の効率的な行政経営が求められることとなります。

また、本市では、市民に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取組を実施していますが、環境保全活動への参加者の固定化や高齢化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後もこれまで以上に市民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取組が求められることから、より多くの市民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できるプログラムの構築が求められています。

### 市民、事業者、市の協働や情報共有の推進

本市では、市内の谷津などにおいて、里山の自然環境を復元し、生態系を保全する作業を市民との協働により継続的に実施しています。このような活動によって、一旦は見られなくなったり、減少した多様な生物が確認されるようになっていたりしており、将来にわたってこれらの活動を継続し、より充実させていくための仕組みづくりが求められます。

また、市民、事業者、市の3者のパートナーシップにより、よりよい佐倉の環境をつくっていくため、環境に関わる情報の共有や、協働の場の構築が求められます。

### 次世代に向けた環境教育

市民アンケート調査では、5割以上の市民が「道路側溝の清掃や沿道の草刈り」に参加していましたが、「環境に関する学習講座、講演会」に参加したことがある人は1割未満でした。

清掃活動や資源回収などの身近な活動を通じて、私たちの日々の生活様式が、地域や地球の環境にどのように貢献・影響しているのかを知ることで、自らの自発的な行動へと繋がり、日常的な取組からさらなる活動へと広がっていくことも期待できます。

また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実も重要と考えられます。